

UI ターン就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付するUI ターン就職学生支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (3) 「就職活動」とは、就職活動に関する規定（「2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和5年12月8日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議））に沿った活動をいう。

(交付の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の金額、終期及び補助金の支給対象者は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	UI ターン就職学生支援事業補助金
補助金交付の目的	東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学又は大学院(以下「大学等」という。)の東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生又は修了年度の大学院生(以下「大学生等」という。)で、本市に移住し、就職する者に対し、UI ターン就職学生支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、大学生等の経済的負担の軽減を図り、東京圏からの就職を促進することを目的とする。
補助金交付の金額	①交通費 就職した又は就職することが内定している企業への就職活動に要した交通費（宿泊費を除く）1回分であり、島根県職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）の規定に基づき算出した東京圏を発着地とする交通費の2分の1の金額（1,000円未満切り捨て）とする。た

	だし、県及び公益財団法人ふるさと島根定住財団その他の支援機関が支給する支援金等を受給している場合は、支給しない。 ②移転費（１回限り） ・最低額が証明できる場合　：実費 ・最低額が証明できない場合：定額（108,000 円）
補助金の支給対象者	申請時において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1)移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。 (イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。 イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 本市内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、島根県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。 (イ) 本市において学生就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。 (ウ)学生就職支援金の申請時において、卒業又は修了した日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。 (エ)本市に、学生就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記内定企業に就職し、本市内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 島根県又は市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2)就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が島根県内に所在する企業等で大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）についてはこの限りではない。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員として採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

終期	令和 8 年 3 月 31 日
----	-----------------

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、UI ターン就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 8 年 1 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 就職先企業等による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業等への就職及び就業継続の意思があること）
- (2) 交通費の領収書、移転費の領収書
- (3) 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等の写真付き身分証明書の写し）
- (4) 卒業又は修了証明書（卒業又は修了した日から就業開始日が 1 年以内のもの）ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書（卒業又は修了見込みの学年である確認がとれるもの）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業又は修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出すること）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (6) 預金通帳等の写し（金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義人がわかるページ）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、規則第 12 条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付の決定及び確定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、UI ターン就職学生支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、UI ターン就職学生支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第 6 条 規則第 11 条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の時期)

第 7 条 補助金は、申請から 3 月以内に交付するものとする。

2 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、UI ターン就職学生支援事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第 8 条 県及び市は、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請をし、又はその決定及

び確定を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（交付の決定及び確定の取消し並びに返還命令）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、返還を求めるものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び市が認めた場合はこの限りでない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

イ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

ウ 申請日から1年以内に市に転入しなかった場合。（ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く）

エ 第3条の表(2)アに規定する就業先に就業した日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合。（ただし、退職日から3か月以内に同号に規定する県内の別の企業に就業する場合を除く）

オ 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に本市から転出した場合。（ただし、転勤等の事由により交付を受けた市町村から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く。）

（2）半額の返還

ア 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。（ただし、転勤等の事由により交付を受けた市町村から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く。）

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、UI ターン就職学生支援事業補助金交付決定取消兼確定取消通知書（様式第5号）により、交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、県及び市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。